

盛岡市教育振興基本計画（案）について

平成27年2月16日
教育委員会・市民部

1 計画策定の趣旨

現行の盛岡市教育振興基本計画である盛岡市教育ビジョンの計画期間が平成26年度に終了することから、新しい計画である盛岡市教育振興基本計画を策定するものである。

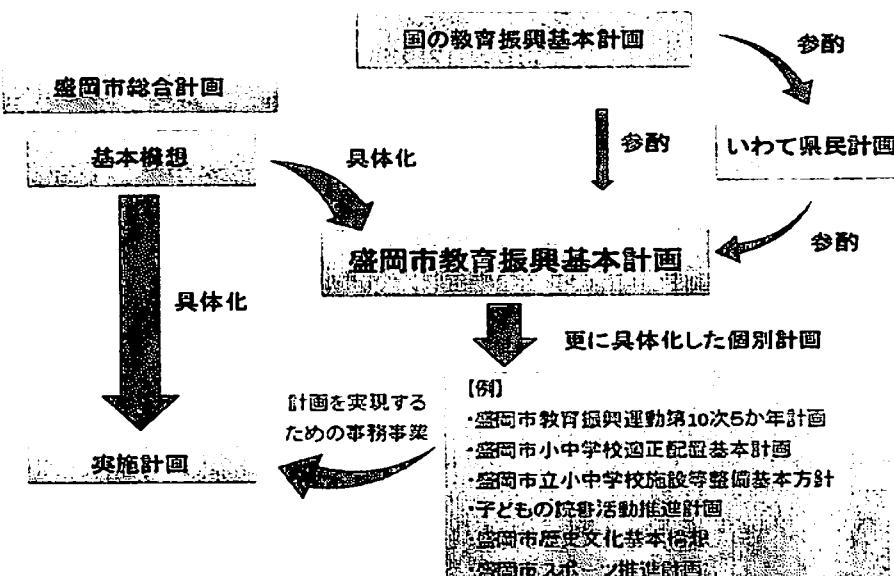
2 計画の期間

平成27年度から36年度までとし、教育を取り巻く環境の変化等必要に応じて、見直しを行うものとする。

3 他計画との関係

- (1) 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の「教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）」を参照する。また、県の教育振興基本計画と位置付けられる「いわて県民計画（平成21年12月）」を参照する。
- (2) 盛岡市総合計画の基本構想を上位計画とし、教育分野を具体化する計画とする。また、盛岡市教育振興基本計画を更に具体化した計画として、盛岡市教育振興運動第10次5か年計画や盛岡市小中学校適正配置基本計画等の各個別計画を位置付ける。

■ 計画の位置付け



4 計画の概要（構成）

- (1) 序章として、策定の趣旨、計画の期間等「計画の基本的事項」を示す。
- (2) 第1章として、「盛岡市の教育の現状と課題」を示す。
- (3) 第2章として、「目指す市民像及び基本的方向性」を示す。

ア 目指す市民像

「多くの先人を育んできた美しいふるさと盛岡を愛し、豊かな心とすこやかな体を持ち、自ら学び、共に生きる未来を創る人」

イ 基本的方向性は、5つの施策（新しい盛岡市総合計画の教育分野の施策と同一）ごとに今後10年間の方向性を示すものであり、新しい盛岡市総合計画基本構想と整合性を図る。

- (4) 第3章として、「施策ごとの方針」を示す。

ア 施策の体系は、新しい盛岡市総合計画の体系に沿ったものとする。

イ 小施策以下の項目ごとに「現状と課題」及び「今後の方針と具体的な取組」を示す。

5 策定のスケジュール

(1) これまでの経過

平成25年	盛岡市教育ビジョンの点検評価
平成26年2月21日	第1回盛岡市教育振興基本計画懇話会
平成26年7月24日	第2回盛岡市教育振興基本計画懇話会

(2) 今後のスケジュール（予定）

平成27年2月16日	全員協議会
平成27年2月27日～3月19日	パブリックコメント
平成27年4月	教育委員会会議での議決及び市長決裁

盛岡市教育振興基本計画 (案)

平成27年 月策定
盛岡市
盛岡市教育委員会

序 章 計画の基本的事項	1
第1章 盛岡市の教育の現状と課題	3
第2章 目指す市民像及び基本的方向性	6
第3章 施策ごとの方針	9

施策1 子どもの教育の充実

■ 小中学校教育の充実

1 学力の向上

(1) 基礎・基本の確実な定着	9
(2) 小中一貫教育の推進	9
(3) キャリア教育の推進	10
(4) 國際感覚豊かな人材の育成	11
(5) 情報教育の充実	11

2 心の教育の充実

(1) 道徳教育の推進	12
(2) 生徒指導の充実	13
(3) 先人教育の推進	14

3 健康安全教育の充実

(1) 学校体育の充実	14
(2) 保健衛生の充実	15
(3) 環境教育の推進	16
(4) 安全教育の推進	16
(5) 食育の推進	17
(6) 学校給食の充実	18

4 特別支援教育の充実

(1) 特別支援学級等の充実	18
(2) 相談支援体制の充実	19

5 教育振興運動の推進

(1) 地域に根ざした運動の推進	19
(2) 中学生の社会参加活動の促進	20

6 教育諸制度の改善

(1) 開かれた教育委員会	21
(2) 学校の設置と学区	21
(3) 就学援助制度	22

■ 幼稚園教育の充実

- (1) 幼児教育の充実 22

■ 高等学校教育の充実

- (1) 高等学校教育の充実 23
(2) 教育改革の推進 24

■ 教職員研修の充実

- (1) 教職員研修の充実 24
(2) 教育研究の充実 25

■ 学校施設の整備・充実

1 学校施設の整備

- (1) 耐震化の推進 26
(2) 計画的な維持管理と施設機能の充実 26

2 学校施設の地域活用

- (1) 学校施設の地域活用の推進 27

施策2 生涯学習の推進

■ 社会教育の充実

- (1) 学習機会の充実 28
(2) 社会教育関係団体の活性化 29
(3) 学校・家庭・地域の連携 29
(4) 家庭教育支援の充実 29
(5) 学習指導者の育成と社会教育関係職員の資質向上 30

■ 社会教育施設の整備・充実

- (1) 社会教育施設の整備 31
(2) 社会教育施設の充実 31

施策3 歴史・文化の継承

■ 文化財の保護と活用

(1) 有形文化財・天然記念物等の保護と活用	33
(2) 無形民俗文化財の保護と継承	33
(3) 埋蔵文化財の保護と活用	34
(4) 史跡・名勝の保護・整備・活用	35

■ 博物館等施設の整備・充実

(1) 博物館等施設の整備	36
(2) 博物館等施設の管理運営の充実	36

施策4 芸術文化の振興

■ 芸術・文化活動の充実

(1) 芸術文化活動の推進と奨励	38
(2) 芸術文化団体の育成と支援	38
(3) 芸術文化情報の収集と提供	39

■ 文化施設の整備と活用

(1) 文化会館施設の管理運営の充実	40
(2) 文化会館施設の環境整備と充実	40

施策5 スポーツの推進

■ ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進	41
---------------------------	----

■ スポーツ施設の整備充実

(1) スポーツ施設の整備充実	42
-----------------	----

■ スポーツ団体等との連携強化

(1) スポーツ団体等との連携強化	42
-------------------	----

■ プロスポーツ等との連携

(1) プロスポーツ等との連携	43
-----------------	----

《資料編》

■ 用語の解説	44
■ 策定の経過	48
■ 盛岡市教育振興基本計画懇話会委員名簿	49

序章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

盛岡市教育委員会は、平成17年に、市民の教育に対する「夢」や「願い」を込めた「めざす市民像」を基本理念に、将来を見据えた教育施策を推進するための総合的な構想として教育ビジョンを策定しました。計画期間は、平成17年度から26年度までの10か年とし、教育基本法の改正等教育を取り巻く環境が変化したことから、平成22年に見直しを行ったところです。なお、当市においては、教育ビジョンを教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育振興基本計画と位置付けています。

新しい盛岡市教育振興基本計画は、教育ビジョンの計画期間が平成26年度に終了することに加え、上位計画である盛岡市総合計画が平成26年度に新たに策定されることから、新たに教育基本法第17条の趣旨を踏まえて策定するものとします。また、スポーツに関すること及び文化に関すること（文化財の保護に関するこ除く。）は、市長が所管していることから、盛岡市及び盛岡市教育委員会の連名で策定するものです。

教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の期間

盛岡市教育振興基本計画の計画期間は、平成27年度から36年度までとし、一定の期間経過後、見直しを行います。

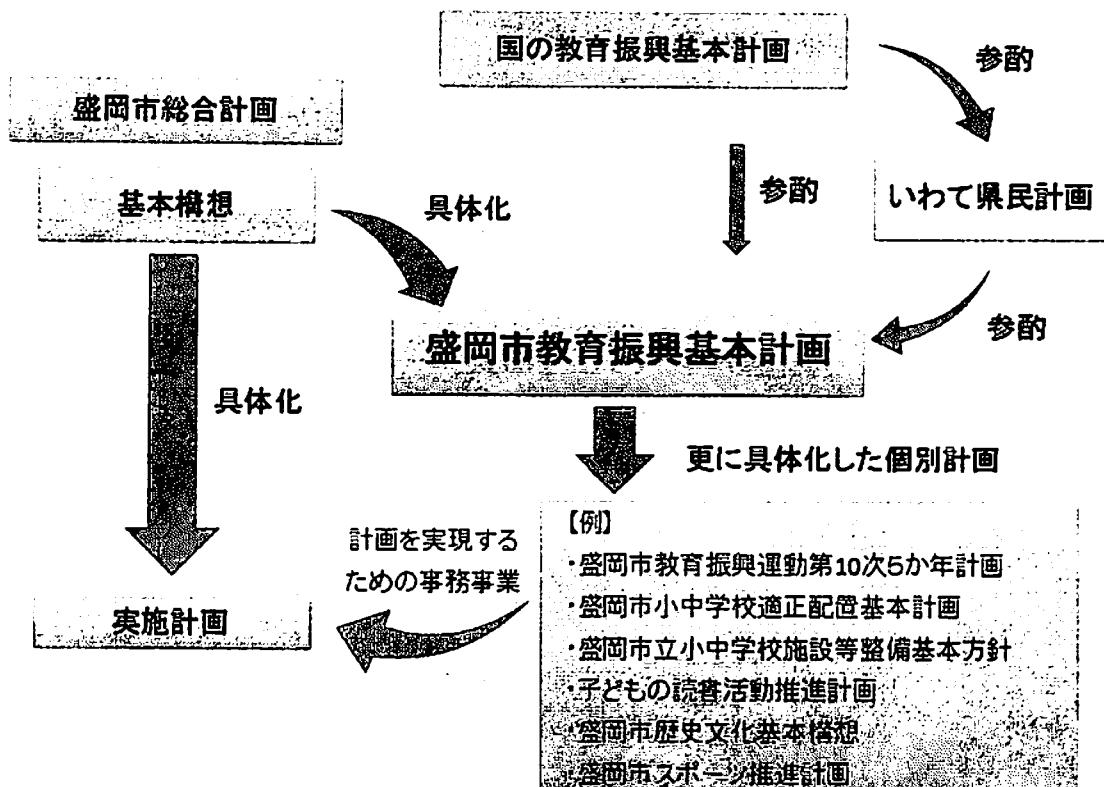
3 他計画との関係

(1) 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の「教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）」を参照するものとします。

(2) 県の教育振興基本計画と位置付けられている「いわて県民計画（平成21年12月）」を参照するものとします。

(3) 上位計画である盛岡市総合計画の基本構想の教育分野を具体化する計画とします。また、各個別計画は、盛岡市教育振興基本計画を更に具体化した計画とし、計画を実現するための事務事業を盛岡市総合計画の実施計画に示すものとします。

計画の位置付け



第1章 盛岡市の教育の現状と課題

1 社会の潮流

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

盛岡市の総人口は、平成12年をピークに減少傾向にあり、平成22年に比べ、37年は△5.5%，47年は△12.7%となる見込みです。また、15歳未満人口は、平成22年に比べ、37年は△22.8%，47年は△35.2%となる見込みです。

(単位：人)

区分	平成22年	平成27年	平成37年	平成47年
総人口	298,348	297,047	281,820	260,458
15歳未満人口	38,771	37,182	29,944	25,120

(数値は、市長公室作成の「盛岡市の人口の推移と将来推計」から)

(2) 安全・安心に対する意識の高まり

平成23年に発生した東日本大震災の教訓などから、災害などの困難な状況下でも適切に行動できる「生きる力」を育む教育や災害に強い安全・安心な教育施設の整備が求められています。

(3) 高度情報化の進展

情報通信技術の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化により、市民生活が大きく変化しています。このような中、児童・生徒のインターネットの利用（小学校：41.2%，中学校：67.6%）が進むとともに、携帯電話・スマートフォンの所持率（小学校：19.5%，中学校：28.7%，市立高等学校：99.1%）が上昇しています。（数値は、平成25年度市教委調査から）

(4) 環境に対する意識の高まり

地球温暖化の進行、原子力発電所事故による放射性物質汚染の経験などから、環境保全に対する意識や再生可能エネルギー※1に対する関心が高まっています。

(5) 国際化の進展

産業や雇用などへの国際化の影響が強まっているほか、観光など人的交流が進むことが見込まれます。また、国際リニアコライダー(ILC)※2誘致が実現した場合は、更に多面的な影響を受けることが見込まれます。

2 市民意識

(1) 盛岡を担う人材を育成する教育で、大切にすべきこと

これからの中学生を担う人材を育成する教育で、大切にすべきこととして、6割を超える市民が、「思いやりの心や善惡の判断、公共心などの道徳性を育むこと」を望んでおり、5割弱の市民が、「自ら学び自ら考える力や創造力を伸ばすこと」、「よりよい人間関係づくりができるような社会性を身に付けさせること」を望んでいます。

(2) 盛岡の子どものよいところ

盛岡の子どものよいと思われるところとして、3割を超える市民が、「礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する」、「相手のことを思いやり助けあう」と回答しています。

(3) 子どもに伝えたい盛岡のよさや誇り

子どもに伝えたい「盛岡のよさや誇り」について、7割を超える市民が、「自然環境の美しさや豊かさ」、4割前後の市民が、「貴重な文化財や城下町のなごりを残す町並み」、「人情の細やかさ」と回答しています。

(4) 地域の教育力を高めていくため、必要なこと

地域の教育力を高めていくため、今後、取組が必要だと思うこととして、4割を超える市民が、「地域での声の掛け合いやあいさつ運動」、「子どもやお年寄りなどの世代間交流」、「子どもの自然体験や生活体験、ボランティア活動」と回答しています。

3 現状

(1) 将来を担う次世代の育成

ア 学力は小中学校とも全国水準を上回っており、基礎的・基本的な内容の習得はおむね良好です。さらに、全市的な授業改善の取組や小中一貫教育※3の導入により、課題とされていた、中学生の英語、数学の成績も向上がみられます。

イ 生徒指導については、教育活動全体を通じた規範意識の醸成や個に応じた支援により、全体としては落ち着いた状況にあります。不登校児童生徒数やいじめの認知件数もほぼ横ばいであり、各学校での指導が成果をあげています。しかし、情報機器の普及や家庭状況の変化による新たな課題も生じてきています。

(2) いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築

教育基本法の改正などにより、生涯学習を取り巻く状況が変化しており、変化を踏まえて生涯学習推進体制を見直していく必要があります。

(3) 生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーションライフの実現

市民ニーズに応じたスポーツに親しむ環境づくりを進めていますが、ライフステージ※4に応じたスポーツ活動等を推進する必要があります。

(4) 歴史を受け継ぐ文化遺産の保護・活用

文化財の活用公開を通じて、市民に成果を公開する機会も増加し、市民の地域の歴史・文化に対するニーズが深まっています。

(5) 各施策共通事項

教育施設の老朽化が著しいことから、多くの修繕等が必要となっています。

4 課題

前教育振興基本計画である盛岡市教育ビジョン（平成17年策定、平成22年改訂）の計画期間が終了し、新しい教育振興基本計画を策定するに当たり、教育ビジョンの点検評価を行ったところ、次の課題が挙げられました。

(1) 将来を担う次世代の育成

ア 学力向上のための個に応じたきめ細かな指導

イ 特別に支援の必要な児童生徒への指導の在り方

ウ 児童生徒の体力向上の取組

エ いじめ・不登校への効果的な対応

オ 小中一貫教育の効果的な推進

カ 国際リニアコライダー（ILC）誘致を見据えた国際感覚や理数教育の充実

キ 食物アレルギー、新型インフルエンザ、大気汚染等への対応

ク 教育及び校務における情報通信技術の活用

ケ 盛岡市小中学校適正配置基本計画の実施

コ 市立幼稚園の在り方

(2) いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築

ア 自発的に学習し、学んだ成果を地域づくりにつなげる仕組の整備

イ 図書ネットワーク※5 構築の検討

(3) 生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーションライフの実現

ア 障がいスポーツ、高齢者スポーツの推進や健康づくりの観点

イ 平成28年「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」の成功

(4) 歴史を受け継ぐ文化遺産の保護・活用

伝統芸能を取り巻く地域コミュニティの変化や少子化等による後継者不足とその
対策

(5) 各施策共通事項

教育施設全体に関して、アセットマネジメント※6に基づく施設の維持管理

第2章 目指す市民像及び基本的方向性

目指す市民像

多くの先人を育んできた美しいふるさと盛岡を愛し、豊かな心とすこやかな体を持ち、自ら学び、共に生きる未来を創る人

基本的方向性

目指す市民像を実現するため、5つの施策を展開します。施策ごとの基本的方向性は、次のとおりとします。

施策1 子どもの教育の充実

子ども一人ひとりの個性を生かし、学力を定着させ、生きる力を育むことができるよう、学校や家庭、地域などが連携しながら、子どもの教育の充実と健全な育成を図ります。

<小施策>

- 小中学校教育の充実
- 幼稚園教育の充実
- 高等学校教育の充実
- 教職員研修の充実
- 学校施設の整備・充実

施策2 生涯学習の推進

誰もが楽しみや生きがいを持ち、豊かに暮らすことができるよう、いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築を図ります。

<小施策>

- 社会教育の充実
- 社会教育施設の整備・充実

(注) 生涯学習は、学習者がその生涯にわたって、必要に応じ、適切な学習を自ら行うという、学習者視点の理念であり、教育のみならず、社会の諸分野にまで広がっています。社会教育は、生涯学習の理念を実現する中核となる施策であり、生涯学習の推進のためには、社会教育を充実していく必要があります。

施策3 歴史・文化の継承

地域に受け継がれている歴史や文化に誇りを持ち、次世代に伝えていくため、文化財の保護に取り組むとともに、市民が歴史や文化に理解を深め、身近に感じられるように、文化財の幅広い活用を図ります。

<小施策>

- 文化財の保護と活用
- 博物館等施設の整備・充実

施策4 芸術文化の振興

誰もが芸術文化に親しみ、豊かな生活が送れるように、優れた芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、市民の自主的、創造的な芸術文化活動を支援します。

<小施策>

- 芸術・文化活動の充実
- 文化施設の整備と活用

施策5 スポーツの推進

誰もがスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすことができるよう、スポーツをする環境やスポーツを支える環境づくりを進めるとともに、スポーツを通じたまちの魅力の創出などに取り組みます。

<小施策>

- ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進
- スポーツ施設の整備充実
- スポーツ団体等との連携強化
- プロスポーツ等との連携

第3章 施策ごとの方針

施策1 子どもの教育の充実

■ 小中学校教育の充実

1 学力の向上

(1) 基礎・基本の確実な定着

<現状と課題>

学力検査等の結果から、学力は小・中学校とも全国水準を上回っており、基礎的・基本的な内容の習得は概ねできていると言えます。また、全市的な授業改善の取組や小中一貫教育の導入により、課題とされていた、学年が進むにつれて学習内容が定着しない児童生徒が増える傾向についても、徐々に改善が図られてきています。

今後も、基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、各教科指導における言語活動の充実を図るとともに、理数教育を充実させ、課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等を育成し、社会の変化に対応できる「生きる力」を身に付けさせることが求められています。

<今後の方針と具体的取組>

① 児童生徒の実態を踏まえ、各学校において、学力向上推進事業※7を機軸とし、学力向上に関わる全市的取組の充実を図ります。

【取組】

- ・ 児童生徒一人ひとりの達成感の向上を目指した授業改善を進める。
- ・ 家庭学習の量と質の向上と読書生活の充実を図る。

② 指導改善の重点教科である英語、数学、理科について、学校訪問指導を充実させ、学力の向上を図ります。

【取組】

教科部会支援事業※8において、英語、数学、理科についての学校訪問指導を拡大し、実施する。

(2) 小中一貫教育の推進

<現状と課題>

各中学校区において、地域及び児童生徒の実態に即し9年間を見通した学習指導、生徒指導の連続性に配慮したきめ細かな指導や小中の交流活動が行われてきています。

今後も、小中9年間を見通した系統性のある教育課程の編成、学習指導、生徒指導の更なる充実が図られるよう、研究指定校の実践を共有していく必要があります。

＜今後の方針と具体的取組＞

① 各中学校区の実態に応じ、小中連携を強化した小中一貫教育の研究指定を継続し、実践的な研究を推進するとともに、その成果の普及と拡大を図ります。

【取組】

- ・ 全市立中学校区ごとに、小中一貫教育に関する研究指定を行い、学校公開研究会※9 及び教育研究所発表大会※10で取組の成果を公開する。
- ・ 平成28年度小中一貫校としてスタートする土淵小・土淵中の小中一貫教育について、学校公開研究会を行い、内外に広く公開する。

② 小中9年間を見通した系統性、計画性のある教育課程の編成、学習指導、生徒指導の更なる充実を図ります。

【取組】

- ・ 義務教育9年間を見通した教育課程の編成を推進する。
- ・ 交流授業や合同行事の開催等により、小中交流や小小交流を積極的に推進する。

(3) キャリア教育の推進

＜現状と課題＞

平成22年度に「盛岡市キャリア教育推進プラン」を作成し、児童生徒の発達段階を踏まえた社会的・職業的自立のために必要な能力を育むキャリア教育の取組を進めています。

キャリア教育推進協議会を中心とし、関係機関等との連携によるキャリア教育の一層の充実が大切になります。

＜今後の方針と具体的取組＞

① 児童生徒の発達段階や地域の実態に応じた組織的、系統的なキャリア教育の取組を全市的に広げるよう支援します。

【取組】

- ・ 小中9年間の系統を見据えた全体計画、指導計画の作成を支援する。
- ・ キャリア教育に係る委託研究校を指定し、各校における創意工夫ある取組を啓発するとともに、その成果の普及を図る。

② 地域や産業界など、学校外の教育資源を活用し、キャリア教育推進のための環境整備を進めます。

【取組】

- ・ キャリア教育推進協議会を開催する。
- ・ 体験的な学習の受入企業及びキャリア・アドバイザーの確保と活用に係るシステムを構築する。

(4) 国際感覚豊かな人材の育成

＜現状と課題＞

国際化のさらなる進展や国際リニアコライダー（ILC）誘致等を見据え、国際感覚豊かな人材の育成が求められており、小中学校の国際理解教育の充実と英語教育の充実に取り組んでいく必要があります。

＜今後の方針と具体的取組＞

① 小学校における英語教育の拡充化、中学校における英語教育の内容の高度化など、小・中学校を通じた英語教育全体を充実するとともに、担当教員を対象とした研修会を実施し、授業力の向上を図ります。

【取組】

- ・ 研修会や学校訪問指導により、各小学校において英語教育を中心となって推進する教員を育成し、各小学校における校内研修体制の充実を図る。
- ・ 全国的な研修会で学んできた教員を活用し、英語担当教員の研修会を実施する。

② 中学生及び教員の海外派遣や外国からの短期留学生の受け入れを継続するとともに、中学校に配置されている外国人英語指導講師の活用を図りながら、各学校における国際理解教育を推進します。

【取組】

- ・ アーラム大学との国際交流事業である SICE プログラム※11、盛岡－インディアナ州交流派遣研修等を通して、生徒・教員の異文化理解や国際交流への意識向上を図る。
- ・ 外国人英語指導講師の効果的な活用により、中学校では英語学習と異文化理解を、小学校では外国の習慣や文化に対する興味・関心を高めるなど、国際理解教育の充実を図る。

(5) 情報教育の充実

＜現状と課題＞

情報教育の充実や教科指導における情報通信技術の活用の充実が求められ

ており、必要な設備の整備や人材の育成を更に進める必要があります。また、インターネットや情報機器の特性を見極めながら、有効に活用できる力を養うための指導や情報モラルに関する指導の充実を図る必要があります。

＜今後の方針と具体的取組＞

- ① 全小中学校のコンピュータールームのパソコンの回線速度を高速化して、スムーズな接続により、効果的な授業が実施できるよう、整備を進めます。

【取組】

全小中学校のインターネット回線を、順次光回線に整備する。

- ② 携帯電話やスマートフォンによる「ネット依存」「携帯依存」「ネットいじめ」等の問題を防止するため、情報モラル教育の推進や保護者への啓発活動を行います。

【取組】

- ・ 「情報モラル」にかかる教員研修を、教育研究所の公開講座や生徒指導に関わる諸会議に位置付け、教員の指導力の向上を図る。
- ・ 「ネット依存」「ネットいじめ」等の問題に家庭の協力を得るため、保護者対象の学習会や講演会などによる啓発活動を推進する。

2 心の教育の充実

(1) 道徳教育の推進

＜現状と課題＞

学校教育活動全体で道徳教育を効果的に推進するための組織体制づくりや具体的の推進プランの作成について、更に指導・支援していく必要があります。

また、道徳教育について校内研修の時間を設定すること、保護者や地域に道徳授業を公開することなどを奨励し、学校と家庭、地域が連携して、道徳教育の充実を図っていくことが求められています。

＜今後の方針と具体的取組＞

- ① 道徳の時間を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の特質に応じた指導を行い、学校教育活動全体を通した道徳教育の充実を図ります。

【取組】

- ・ 各教科・領域と関連した年間指導計画となるよう、研修会等で改善を図る。
- ・ 道徳教育推進教師を中心とした機能的な校内体制の確立を図る。
- ・ 「岩手県版道徳資料集」※12や「私たちの道徳」※13、「いわての復興教育副読本」※14の活用による心に響く道徳の時間の研究・実践と、その成果の周知を図る。

② 家庭・地域社会と連携した道徳教育や沿岸被災地との交流活動を推進し、生命を尊重する心や他人を思いやる心など道徳的価値の自覚を図り、豊かな人間性を育みます。

【取組】

- ・ 奉仕活動やボランティア活動など、地域行事への参加を奨励する。
- ・ 保護者や地域に道徳の時間の公開を奨励する。
- ・ 被災地との交流活動を奨励する。

(2) 生徒指導の充実

<現状と課題>

不登校児童生徒は、減少傾向が続いていましたが、平成24年度から再び増加傾向となっています。今後も組織的な取組の充実を図っていく必要があります。また、いじめ問題については、「盛岡市いじめ防止等のための基本的な方針」※15及び各学校で作成した「いじめ防止対策基本方針」を基に、未然防止と指導体制の確立に努めていくことが求められます。

<今後の方針と具体的な取組>

① 盛岡市不登校対策事業を継続して推進し、不登校予防の視点から早期発見・早期対応を学校・家庭へ働きかけます。

また、不登校児童生徒を対象とした、いきいきスクール事業※16を実施し、様々な体験活動を通じて学校復帰への支援を行います。

【取組】

- ・ 不登校児童生徒に対する学校体制の充実と対応の強化に向けた指導・助言を行う。
- ・ 中1における新規不登校生徒を防ぐため、小・中での情報共有の強化を図る。
- ・ 専門機関との連携により、学校や家庭の相談機会の充実を図る。
- ・ 適応指導教室「ひろばモリーオ※17」への通級を通して、学校復帰を支援する。

② 「盛岡市いじめ防止等のための基本的な方針」や各学校の「いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめを「つくらない」「みのがさない」「のこさない」取組を充実させます。

また、月に一度「心の日」を設定し、子どもの健やかな成長を確認する取組を推進します。

【取組】

- ・ いじめ問題の未然防止を図るため、保護者、学校関係者、関係機関、有識者で構成する「盛岡市いじめ防止等対策委員会」を定期的に開催する。
- ・ 児童生徒及びその保護者に「いじめに関するアンケート調査」を実施し、いじめの態様やその原因について調査し、いじめ問題の早期発見や解決に生かす。

(3) 先人教育の推進

<現状と課題>

平成 18 年度に「盛岡の先人教育推進計画※18」を策定し、子どもたちに「夢」「誇り」「志」を持たせるための取組を進めています。

小学校では、年間を通じて学校全体で取り組んでいる状況にあります。中学校でも工夫された取組は見られるものの、学校によって取組の差があるため、普及を図っていく必要があります。

<今後の方針と具体的取組>

- ① 児童生徒一人ひとりに「夢」「誇り」「志」を育むため、全市的な先人教育の取組の支援及び普及を進めます。

【取組】

- ・ 平成 27 年度からスタートする「盛岡の先人教育」第 2 次推進計画に基づき、「盛岡の先人教育」に係る委託研究を進め、中学校区における創意工夫ある取組を啓発するとともに、その成果の普及を図る。
- ・ 各教科と関連した年間指導計画の作成や教育環境の整備等を行い、中学校における先人教育の充実を図る。

- ② 先人記念館、原敬記念館、啄木記念館等の関連施設の活用を推進します。

【取組】

- ・ 初任者研修や先人教育研修会を実施し、講義や関連施設見学を通して教員の先人教育に対する意欲化を図る。
- ・ 関連施設への各校の見学学習を奨励する。

3 健康安全教育の充実

(1) 学校体育の充実

<現状と課題>

「体力・運動能力調査」の結果によると、盛岡市は全国平均と比較して、中学校では全国を上回っている項目が多く良好な状況ですが、小学校では、全国平均を上回っている種目数がおよそ半数となっています。「走力」をはじめとした改善を要する種目の向上等、体力向上の取組が必要です。

<今後の方針と具体的取組>

- ① 児童生徒の「走力」等の課題を改善するため、体育授業の改善を図るとともに、教員の指導力の向上を図ります。

【取組】

- ・ 走る、跳ぶ、投げるなどの要素を多く取り入れ、運動量を確保した体育の授業となるよう、小学校教員対象の研修会を開催する。
- ・ 学校における体力向上の取組を促進するため委託研究校を指定し、各校における創意工夫ある取組を啓発するとともに、その成果の普及を図る。

② 休日における外遊びやスポーツ活動を奨励します。

【取組】

子どもの生活習慣や運動習慣などの問題について、家庭に啓発するとともに、休日における外遊びやスポーツ活動を奨励する。

(2) 保健衛生の充実

<現状と課題>

学校保健、食育・学校給食に関する諸活動は、児童生徒の健康・安全のために大きな成果を挙げています。しかし、社会の変化に伴い、ストレスによる心身の不調などメンタルヘルス※19に関する課題や、アレルギー疾患を抱える子ども、肥満傾向が見られる子どもに、的確な対応を図ることが求められています。また、食物アレルギー、新型インフルエンザ、大気汚染等新たな課題への対応も求められています。

<今後の方針と具体的取組>

① 健康教育を学校の教育活動全体に位置付け、生涯にわたって心身共に健康な児童生徒を育成します。

【取組】

- ・ 保護者との連携により、早寝・早起き・朝ごはんなどの生活リズムの確立を図る。
- ・ 校医、学校歯科医、学校薬剤師等との連携により、食物アレルギー、新型インフルエンザ、大気汚染等、新たな課題への対応について、教員研修の充実を図る。

② 心の健康や薬物乱用、生活習慣病等の予防に関する授業を位置付けます。

【取組】

全ての小中学校において心の健康や薬物乱用、生活習慣病等の予防に関する授業が行えるよう、医療機関、警察等の関係機関と連携する。

(3) 環境教育の推進

<現状と課題>

温暖化や自然破壊など地球規模の環境問題が、緊急かつ重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り、後世に引き継いでいくには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷を少なくすることが大切です。

子どもたちが様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいく、環境教育の充実が求められています。

<今後の方針と具体的取組>

児童生徒が、暮らしと環境の関わりについて理解し、環境に配慮できる心と行動を身につける環境教育を推進します。

【取組】

- 各学校の環境教育に関する年間計画に基づいた指導の推進を図る。
- 市や県で行っているエコチャレンジ※20 や地球温暖化防ごう隊※21への参加、水生生物調査等を通して、児童生徒の環境保全への意識を高める。

(4) 安全教育の推進

<現状と課題>

児童生徒の交通事故発生件数に大きな変動はありませんが、自転車事故の発生件数が依然として高く、交通安全指導の強化が必要です。

通学路の安全確保については、関係機関と協力し進捗管理を進めていく必要があります。

また、東日本大震災の経験や自然災害の増加傾向を受け、様々な状況を想定した避難訓練の実施や防災教育の充実が求められています。

スクールガード事業※22は、不審者への抑止効果、交通安全対策の面で、大きな役割を果たしており、今後も地域ぐるみで学校安全管理に対する取組を充実させていく必要があります。

<今後の方針と具体的取組>

① 児童生徒の交通事故の削減に努め、特に自転車事故の減少に向けて取組を推進します。

【取組】

- 児童生徒が、自分の命は自分で守る意識を高めることができるよう、交通安全教室の内容を充実させる。
- 保護者と連携して、自転車用乗用ヘルメットの着用を推進する。

② 定期的に通学路や校舎内外の安全点検を行い、危険箇所については、関係機関と連携を図りながら改善します。

【取組】

- ・ 「盛岡市通学路交通安全プログラム※23」に基づき、通学路の点検調査を行い、危険箇所の把握と改善へ向け、関係機関への働きかけを行う。
- ・ 毎月の1日を「安全・安心の日」とし、校舎内外の危険箇所の点検を行う。

③ 児童生徒の防災に対する意識を高めるため、避難訓練等の防災教育を推進します。

【取組】

- ・ 地震や自然災害の知識や備えについて、授業の中で学ぶ機会を設ける。
- ・ 地域と連携し、様々な状況を想定した避難訓練を実施する。
- ・ 被災地の見学や復興教育副読本等を活用し、防災の必要性の理解を深める。

④ スクールガード事業を充実させ、子どもを地域で見守り育てていく体制づくりを推進します。

【取組】

- ・ スクールガードリーダーを5地区に派遣し、スクールガード（見守り隊）の安全指導や安全管理に対する意識を高める活動を推進する。
- ・ 不審者等の犯罪を未然に防ぐため、報告された情報を各校にメール等で発信し、情報共有を図る。

(5) 食育の推進

<現状と課題>

「食に関する全体計画※24」や「年間指導計画」が各学校で策定され、子どもが「食」について計画的に学ぶ体制が整ってきました。更なる充実のため、計画を見直しながら、給食の時間、特別活動、各教科等の学校教育活動全体で、計画的に実践していく必要があります。

<今後の方針と具体的取組>

「食に関する指導」を継続的・体系的に行い、日常の食事について理解を深め、望ましい生活習慣を身につけることができる指導を進めます。

【取組】

- ・ 食に関する全体計画と年間指導計画に基づき、全職員が共通意識を持って食育を行うよう指導する。
- ・ 家庭や地域社会において食育に対する理解が進み、児童生徒に対する食育の取組が行われるよう、啓発活動を推進する。
- ・ 地域の生産者団体等と連携し、農・林・漁業体験や食品の調理に関する体験等、子どもの様々な体験活動を推進する。

(6) 学校給食の充実

<現状と課題>

盛岡市学校給食検討会報告書により示された方向性を基に、平成25年12月に盛岡市立小中学校学校給食基本方針を策定しました。今後は、この基本方針に則り、より安全で安心な給食を安定して提供していく必要があります。

<今後の方針と具体的取組>

- ① 全ての市立小中学校で、中学校選択制給食※25を含む完全給食※26を実施します。また、食の体験を通して、児童生徒が多くの食文化に触れながら理解を深められるようにします。

【取組】

- ・ 安全で安心な食材の利用に努め、栄養内容に留意した献立とする。
- ・ 食物アレルギーへの対応については、保護者と学校、調理場が緊密に連携し適切な対応を行う。

- ② 施設・設備を適切に整備・維持します。

【取組】

学校給食施設整備の第一次実施計画を策定し、老朽化した都南学校給食センターの建て替えを行うとともに、単独調理場の整備方法の検討を行う。

- ③ 調理業務を適切に運営します。

【取組】

- ・ 共同調理場は、調理及び配送業務を民間委託業務により運営し、単独調理場は資産の有効活用を図りながら直営方式で行う。
- ・ 調理場の新築改築に当たっては、様々な運営方法を検討し、最も効率的かつ合理的な方法を選定する。

4 特別支援教育の充実

(1) 特別支援学級等の充実

<現状と課題>

特別支援学級、通級による指導及び通常の学級において特別な教育的支援を要する児童生徒が増加傾向にあり、インクルーシブな教育※27に関する理解の促進と特別支援学級の新設が求められています。

＜今後の方針と具体的取組＞

インクルーシブな教育に関する理解・啓発に努めるとともに、多様なニーズに対応した教育の充実を図ります。

【取組】

- ・ 研修会、実践交流会等において、インクルーシブな教育に関する研修を実施する。
- ・ 地域や学校、児童生徒の実態に応じて、特別支援学級及び通級指導教室の設置を推進する。

(2) 相談支援体制の充実

＜現状と課題＞

特別な教育的支援を要する児童生徒について、個別の指導計画を作成・活用した、きめ細かな指導が充実してきています。早期からの一貫した校内支援体制の構築や学校をサポートする相談支援体制の充実が求められています。

① 円滑な就学や就学後の継続的な支援を行う体制を整備します。

【取組】

- ・ 就学指導の在り方を検討し、「特別な教育的支援を必要とする子どもたちの就学の手引」を改訂し、就学指導の充実を図る。
- ・ 「就学支援シート」※28や「個別の教育支援計画」※29の更なる活用を図る。
- ・ スクールアシスタント※30を配置し、きめ細かな指導の充実に努める。

② 教育委員会が委嘱している特別支援教育チーム委員を活用し、校内体制の充実を図る相談支援を進めます。

【取組】

中学校区を単位とした実践の交流や巡回相談を実施し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導・支援の充実を図る。

5 教育振興運動の推進

(1) 地域に根ざした運動の推進

＜現状と課題＞

子どもを取り巻く環境が大きく変化してきていることから、児童生徒と家庭、地域社会、学校、行政の五者が連携を図り、それぞれの役割と責任を明確にしながら、地域の子どもは地域で育てるという市民協働※31の教育の推進がますます重要となっており、教育振興運動への期待が高まっています。

様々な教育課題や子どもたちの実態に即した5か年計画の策定により、活動を形骸化することなく継続していくことが大切になります。

＜今後の方針と具体的取組＞

① 学校と家庭、地域が連携して推進していくために、地域の教育課題を明確にしながら、地域に根ざした運動が展開できるよう努めます。また、第11次5か年計画※32の策定及び推進により、重点項目達成に向けた運動の充実を図ります。

【取組】

- ・ 第11次5か年計画の策定とその推進を図る。
- ・ 盛岡市教育振興運動地区別集会※33を実施する。
- ・ 盛岡市教育振興運動実践発表大会※34を開催する。

② 地域の教育力の学校教育への導入拡大により、地域と一体となった学校運営を推進します。

【取組】

- ・ 学校経営計画策定に関し、学校を指導・支援する。
- ・ 学校評価の実施と公表について、学校を支援する。

(2) 中学生の社会参加活動の促進

＜現状と課題＞

都市化や少子高齢化、核家族化の進行に伴い、家庭や地域の教育力が低下し、子どもの協調性や規範意識が希薄化していることが指摘されています。

地域社会の活動に参加することは、社会への関心を高め、地域の一員としての自覚を促すとともに、社会の向上に積極的に関わろうとする自主的な意識を育む貴重な機会になります。こうした機会を提供するために、中学生の社会参加活動を促進する必要があります。

＜今後の方針と具体的取組＞

① 中学生の社会参加活動を促進するために、活動の中心となるリーダーを育成します。

【取組】

- 地域社会で活躍するリーダーを育成するために、中学2年生を対象としたリーダー研修会や社会参加活動実践発表集会を実施する。

- ② 中学生の社会参加活動が促進されるよう、活動を実践した成果を地域社会全体に普及させます。

【取組】

学校と家庭、地域相互の理解を深めるため、中学生の社会参加活動の様子をホームページや地域回覧などを通じて発信する。

6 教育諸制度の改善

(1) 開かれた教育委員会

<現状と課題>

教育委員会が教育行政をどのように推進しているのか市民により深く理解していただき、市民の参画や協働による教育行政を推進するため、開かれた教育委員会を目指す必要があります。

<今後の方針と具体的取組>

- ① 教育行政の情報を積極的に市民に提供します。

【取組】

- ・ 広報もりおかに教育行政の情報を掲載する。
- ・ ホームページを利用して、教育行政の情報を分かりやすく発信する。

- ② 教育施策への市民参画や協働による教育行政を推進します。

【取組】

- ・ 重要な事項においては、各種懇談会や説明会を開催し、市民の意見を施策に生かす。
- ・ 各種計画の策定においては、パブリックコメント※35を実施し、市民の意見を考慮する。

(2) 学校の設置と学区

<現状と課題>

小中学校の児童生徒数は、全体としては減少傾向にありますが、減少の大きい地域と宅地開発等による増加が著しい地域との二極分化の傾向が顕著になっており、児童生徒の学習条件や環境、学校と地域との協働による学校運営などが課題となっています。

<今後の方針と具体的取組>

盛岡市小中学校適正配置基本方針に基づき基本計画を推進します。

【取組】

- ・ 対象校の保護者及び地域の方々の理解と協力を得られるよう説明していく。
- ・ 今後も少子化傾向が継続すると見込まれることから、各学校の児童・生徒数の推移に着目していく。

(3) 就学援助制度

<現状と課題>

就学援助制度を利用する保護者数は増加傾向にあり、就学困難な児童・生徒の保護者の経済的な負担の軽減が求められています。

<今後の方針と具体的取組>

学校と連携しながら、援助を必要とする状況を捉えて支援を行います。

【取組】

児童・生徒が等しく教育を受けられるよう、就学の際に必要な経費に対して、それぞれの教育課程に応じた保護者への支援に努める。

■ 幼稚園教育の充実

(1) 幼児教育の充実

<現状と課題>

子育て相談などの子育て支援、小学校及び地域との連携、保護者のニーズに対応した保育サービスの一層の充実が求められています。

一方で、市立幼稚園はいずれも園児数が少なく、最小限の人員で園を運営していることから、様々な取組の拡大は難しい状況です。

<今後の方針と具体的取組>

- ① 全市の少子化の進行による園児数減少が顕著な状況の中で、園児数が極端に少ない幼稚園もあるため、園児数の減少への対応について検討します。

【取組】

市立幼稚園の在り方について検討する。

- ② 生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、教育環境や幼児教育の在り方について、保護者等への支援に取り組みます。

【取組】

保護者の相談窓口や体験入園を実施するなど地域の幼児教育センターとしての役割を果たす。

③ 小学校や地域との連携を図ります。

【取組】

幼稚園と小学校が、それぞれの教育内容や指導方法について、共通理解を図られるような体制を作るとともに、研修を実施する。また、地域との連携を深める。

■ 高等学校教育の充実

(1) 高等学校教育の充実

<現状と課題>

市立高等学校では、学力向上や就職支援、部活動の強化に取り組むことにより、国公立大学への進学率が向上し、就職内定率では連続100%を達成するなどの成果が表れています。

しかし、今日の社会変化に対応しながら、生徒一人ひとりの進路目標を達成させていくためには、教育環境の充実に向けたなお一層の取組が求められています。

<今後の方針と具体的な取組>

① 学力の向上と部活動・特別活動の振興を図ります。

【取組】

- 教員の派遣研修を実施するほか、最新の情報と指導方法を研究し、指導力向上による授業の充実を図る。
- 言語活動を重視し、対話型授業によるコミュニケーション能力の育成を図る。
- 規律のある、より高い人格形成を図る部活動を推進し、生徒会活動の活性化により学校行事の充実を図る。

② 一人ひとりを生かした進路指導の充実を図ります。

【取組】

- 進路目標の実現に向け、教員・保護者向けの説明会等の機会を充実し、一人ひとりの自己実現を目指した指導体制を確立する。
- 希望校に進学できるよう、課外講座を充実し学力の向上を図るとともに、就職支援相談員を引き続き配置し、きめ細やかな就職指導を行う。
- キャリア教育を充実し、生きる力を生み出す総合生活力と人生設計力の醸成を図る。

③ 規律ある生活習慣の確立と保健衛生・安全指導を推進します。

【取組】

- ・ 基本的生活習慣の確立に向けた指導を推進し、問題行動の未然防止に取り組む。
- ・ 生命の尊厳を実感できる教育の推進、危機管理体制の確立に取り組む。

④ 学校力の向上に努めるとともに、復興教育を推進します。

【取組】

- ・ P D C A サイクル※36 の確立による学校評価の改善に取り組む。
- ・ 被災地の住民や高等学校との交流などの被災地支援活動を継続して実施するとともに、防災教育を推進する。

(2) 教育改革の推進

<現状と課題>

平成16年から21年まで取り組んだ市立高等学校教育改革では、「文武両道の推進」を基本方針として掲げ、学業とスポーツを奨励し、基礎学力の向上と規則正しい生活の確立を目指してきました。

その一方で、一部学科での志願者数の減少、少子化に伴う学校規模の適正化、及び老朽化した施設設備への対策などが課題となっていることから、平成25年度に「第二次盛岡市立高等学校教育改革基本方針」を策定したところであり、市立高等学校として市民に期待される教育目標の実現に向けて、改革に取り組む必要があります。

<今後の方針と具体的取組>

第二次盛岡市立高等学校教育方針に基づく教育改革を着実に推進し、ソフト・ハード両面からの教育環境の整備充実を図ります。

【取組】

- ・ 年度別計画を推進するとともに、進捗状況等を勘査しながら必要に応じて新たな教育改革を検討する。
- ・ 学級数や定員等の今後の在り方について、学校規模の適正化に取り組む。
- ・ 学校施設設備は老朽化が進んでいることから、計画的な改修に取り組む。

■ 教職員研修の充実

(1) 教職員研修の充実

<現状と課題>

学習指導要領に対応した研修や先人教育に関する研修等に重点をおいて実

施してきた成果として、学習指導要領の趣旨に基づく授業改善や学ぶ意欲を育成することへの教員の意識が高まってきています。しかし、今後の教育改革の方向を踏まえた研修を実施するとともに、教職員としての使命感と自覚を高める研修を実施していく必要があります。

＜今後の方針と具体的取組＞

- ① 今後の教育改革の方向性を踏まえ、教職員の指導力向上に資する研修を実施します。

【取組】

今日的な学校教育課題や教職員のニーズに応じた内容を盛り込んだ公開講座や研修会を実施する。

- ② 教職員の人材育成に資する研修を実施し、教職員としての使命感や自覚、研修意欲の向上に取り組みます。

【取組】

教職員としての使命感と自覚を高めるために、経験年数や職務等に応じた研修を実施する。

(2) 教育研究の充実

＜現状と課題＞

調査研究の結果を受け、各学校においては、課題解決に向けた教育実践が積み重ねられています。

しかし、「小学校における体力向上」や「小・中学校におけるキャリア教育」「道徳の時間の在り方」「情報モラル教育の推進」といった新たな課題が生じていることから、その解決に向けた調査研究が引き続き求められています。

＜今後の方針と具体的取組＞

- ① 市内の児童生徒・教職員・保護者の意識や学力の状況の変化等を捉え、今後の教育の在り方についての調査研究を進めます。

【取組】

- ・ 児童生徒・教職員・保護者の意識調査を継続的に実施し、その変化から、教育に関わる意識向上のための取組を調査研究する。
- ・ 学習状況（NRT）の実態把握に関する調査研究を実施し、学力向上に向けた方策について調査研究する。
- ・ 教育課題の解決に向けた調査研究を推進する。

② 研究員研究及び委託研究を推進し、様々な教育課題の解決に向けた取組について研究します。

【取組】

- ・ 教科及び領域の授業改善の在り方を研究員研究により明らかにする。
- ・ 校内体制での教育課題解決の在り方や特色ある学校づくりを推進する学校や研究団体に研究を委託する。

■ 学校施設の整備・充実

1 学校施設の整備

(1) 耐震化の推進

＜現状と課題＞

学校施設は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、地域住民の避難場所としても機能していることから、安全性の確保が不可欠となります。

できるだけ早期に学校施設の耐震化を図り、安全で安心できる教育環境を確保するため、新耐震基準（昭和 56 年）以前に建築した建物の耐震化を計画的に推進する必要があります。

＜今後の方針と具体的取組＞

対象となる校舎・体育館の耐震診断結果に基づき、速やかに耐震化 100% を完了させます。

非構造部材については、「(仮称) 非構造部材耐震補強計画」を策定し、計画的に推進します。

【取組】

対象となる学校や P T A などの関係者に対し、十分な説明を行いながら、「補強」による耐震化を推進する。

(2) 計画的な維持管理と施設機能の充実

＜現状と課題＞

施設の老朽化・劣化が進んでいることから、平成 25 年度に策定した「盛岡市立小中学校施設等整備基本方針」及び「盛岡市立小中学校維持管理計画」に基づき、計画的・効率的な施設の整備や適切な維持保全による施設・設備の長寿命化を図る必要があります。

また、バリアフリー※37 化等の学習環境の整備、災害時の地域の避難所としての機能の充実も必要となっています。

＜今後の方針と具体的取組＞

現在は対症療法型の修繕で対応していることから、予防保全型の計画的な修繕に変え、適切な維持管理と長寿命化の視点に立った施設や設備の保全を計画的に推進します。

また、新設校や大規模改造を行う際は、ユニバーサルデザイン※38の導入により安全性を確保するとともに、災害時の地域の避難場所としての機能確保に努めます。

【取組】

- ・ 策定した基本方針及び維持管理計画に基づき、学校の維持管理を計画的に進める。
- ・ 施設の新設、大規模改修の際にユニバーサルデザインを推進し、誰にでもやさしい開放的な学校施設を目指す。
- ・ 新設校や大規模改修の実施に併せて、防災担当部署と連携を図りながら、暖房設備や通信設備（外部電話端子、LAN配管、テレビ端子）等の設置についての検討など、防災機能としての役割・施設整備・運用を含めた調整を図る。

2 学校施設の地域活用

(1) 学校施設の地域活用の推進

＜現状と課題＞

少子化の進展に伴い、小中学校に余裕教室が見られます。

児童・生徒の学習の場であるとともに、市民の大切な財産であることから、学校施設の地域活用を推進し、有効に活用する必要があります。

実施に当たっては、児童生徒の安全確保が重要であることから、十分な検討が必要となります。

＜今後の方針と具体的取組＞

地域に開かれた学校を目指すため、学校施設の地域住民への開放を推進します。また、新設校については、学校・保護者・地域住民の意見を取り入れるなど関係団体相互の連携を図ります。

【取組】

- 学童保育クラブが活用するほか、体育館や校庭等について、地域活動としての子どもの遊び場やスポーツ・レクリエーション活動の利用に供するための活用を図る。

■ 社会教育の充実

(1) 学習機会の充実

<現状と課題>

近年の生活様式や価値観の多様化・複雑化に伴い、市民の学習要望が変化していることから、学習ニーズの把握に努め、対応する学習機会を提供するとともに、現代的な課題に対応する学習機会の提供などの事業を実施していく必要があります。

<今後の方針と具体的取組>

- ① 市民の自発的な学びを支援するため、学習ニーズを把握するとともに、学びの成果を生かすために「学びの循環推進事業※39」の充実に努めます。

【取組】

- ・ 公的専門機関の調査結果等を活用してニーズを分析する。
- ・ ニーズに対応した学習メニューや講師の充実を図る。
- ・ 学習者が新たな指導者になるよう支援する。

- ② 社会教育関係団体※40などの関係団体と連携して、学習情報を収集し、提供するとともに、現代的な課題に対応した講座や事業を実施します。

【取組】

- ・ 「成人のつどい※41」や青年団体のスポーツ交流大会など、ライフステージに対応した事業を実施する。
- ・ 少子高齢化や環境問題、家族介護の問題等の今日的な課題に対応する講座を実施する。
- ・ 学習情報を収集し、広報紙やソーシャル・ネットワーキング・サービス※42などを活用して、市民に対して積極的に情報提供する。

- ③ 国際感覚が豊かでグローバル化に対応する人材を育むため、幅の広い価値観を得るために事業の実施に努めます。

【取組】

- ・ 中学生の国内交流事業により、広い視野を持ったリーダーの育成を図る。
- ・ 異なる文化や習慣を理解するための講座を実施する。

(2) 社会教育関係団体の活性化

<現状と課題>

社会的な課題や地域課題の解決のためには、社会教育活動を行う団体の協力が必要ですが、近年、構成員の高齢化や減少に伴い活動を縮小している例が増えていることから、団体間の連携を促進するなどにより、活動の活性化を図っていく必要があります。

<今後の方針と具体的取組>

社会教育関係団体の活動を活性化するため、活動の補助や、関係機関、地域コミュニティ組織※43との連携を促進します。

【取組】

- ・ 社会教育関係団体相互の情報交換の場を提供する。
- ・ 市が特に必要と認める社会教育関係団体に対して、運営費を補助して活動を促進する。
- ・ 社会教育関係団体等と共に事業を行うほか、必要に応じて団体へ助言等を行う。

(3) 学校・家庭・地域の連携

<現状と課題>

都市化や少子高齢化、核家族化の進行に伴い、家庭や地域の教育力が低下していることが指摘されています。

地域住民同士がつながりを深め、地域ぐるみで子どもを育てる意識を高めることが大切です。そのためには学校・家庭・地域などの主体が連携し、地域を担う人材が育まれるような取組が必要です。

<今後の方針と具体的取組>

学校・家庭・地域の連携を促進し、地域ぐるみで子どもを育てる環境の整備に努めます。

【取組】

- ・ 学校支援地域本部事業※44などの地域との協働事業を推進する。
- ・ 子ども会活動を支援するため、子ども会育成会への補助金の交付や子ども会世話人研修会などを実施する。

(4) 家庭教育支援の充実

<現状と課題>

核家族化の進行に伴い、身近に子育ての悩みを相談できるような環境が減っています。子どもが健やかに成長できるような事業を実施するとともに、

多くの保護者に対して、家庭教育の重要性を伝えていく必要があります。

＜今後の方針と具体的取組＞

- ① 家庭での教育を支援するため、子どもの発達段階に応じた事業を実施します。

【取組】

- ・ 子どもへの読み聞かせ、読書及び野外活動に関する講座を実施する。
- ・ 子どもの読書活動の推進のためブックスタート事業※45を実施する。
- ・ 福祉関係部局等の関係機関との連携・協力を推進する。

- ② 家庭での教育に必要な情報を保護者に提供します。

【取組】

- ・ 子どもの検診時に情報誌を配布するなどの方法で、保護者に家庭教育に必要な情報を発信する。
- ・ 家庭での子育てに役立つ講座等を実施する。
- ・ 教育振興運動の取組目標の実践のため、パンフレットの配布などにより、家庭に読書の環境や情報を提供する。

(5) 学習指導者の育成と社会教育関係職員の資質向上

＜現状と課題＞

多様な市民ニーズに対応する学習機会の提供とともに、社会の現代的な課題に対応する学習機会の提供が必要です。社会の様々な課題を捉え、積極的に対応するための学習活動を支援する人材を増やしていく必要があります。

＜今後の方針と具体的取組＞

- ① 学習活動をコーディネートし、指導や支援ができる人材を発掘・育成します。

【取組】

- ・ 学習指導者の新規登録を促進するため、「学びの循環推進事業」を市の広報媒体を活用して周知する。
- ・ 「学びの循環推進事業」で学習した者が新たに指導者として登録されるよう支援する。

- ② 社会教育関係職員の資質向上に努めます。

【取組】

- ・ 課題への調整能力を高めるため、専門的な職員研修を実施する。
- ・ 外部専門機関等が実施する研修会へ職員を派遣する。

■ 社会教育施設の整備・充実

(1) 社会教育施設の整備

<現状と課題>

社会教育施設は、市民の学習活動の拠点施設として、教養の向上や調査研究等のため、多くの市民や市民サークルに利用されています。しかし、各施設とも建築から長い期間が経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、利用者の利便性と安全性が損なわれないように整備していく必要があります。

<今後の方針と具体的取組>

- ① 長期的な視野で、総合計画及びアセットマネジメントとの整合性を図りながら、社会教育施設全体についての在り方を検討し、計画的かつ効率的な整備を行います。

【取組】

- ・ ネットワークにより提供する図書サービスも含め、図書館の設置及び整備に関する検討を行う。
- ・ 近隣の施設を集約するなど効率的な施設整備を検討する。
- ・ 閉校した学校施設等の社会教育施設としての活用について検討する。

- ② 施設の整備と点検に努め、安全性を考慮した修繕を行い、老朽化に対応します。

【取組】

区界高原少年自然の家の在り方について検討しながら、耐震診断結果に基づき対応する。

(2) 社会教育施設の充実

<現状と課題>

各社会教育施設では、生活文化の振興や社会福祉の増進等に寄与するため、充実した社会教育事業を開催し、多くの市民が学習できるよう努めていく必要があります。また、関係機関や地域の団体等との連携を深めることで、地域活動が発展的に展開されることが期待されます。

<今後の方針と具体的取組>

- ① 市民の教養の向上や健康の増進を図るとともに、社会福祉の増進を図るため、公民館事業を充実させます。

【取組】

- ・ 講座を充実させることで、社会教育関係団体の育成を促進する。
- ・ 地域の施設や指導者を活用し、特色を活かした講座等を実施する。
- ・ 地域コミュニティの拠点としての社会教育施設の在り方を研究する。

② 市民の教養の向上を図り、読書や調査研究活動を促進するため、図書館事業を充実させます。

【取組】

- ・ 市民のニーズに応える図書資料及びレファレンス資料※46、郷土資料及び行政資料の収集整備に努め、市民の生涯学習活動を支える。
- ・ 読書ボランティアを育成し、子どもの読書活動の推進を図る。
- ・ 子どもの読書活動を推進するため、市民協働による読み聞かせ会を実施するとともに、地域や学校との連携・交流をより一層図る。

③ 実体験が不足しがちな青少年を健全に育成するため、区界高原少年自然の家事業を充実させます。

【取組】

- ・ 青少年の健全な育成に資する効果的なプログラムを開発する。
- ・ 集団宿泊体験を通じた学習活動を行う。
- ・ 専門職員による野外体験活動プログラムを企画・実施する。

④ 子どもたちの科学への関心を育み、科学技術の普及を図るため、子ども科学館事業を充実させます。

【取組】

- ・ 展示物の更新を進め、新しい科学技術に対応した展示を行う。
- ・ 市民が最新科学技術に関心を高める事業を実施する。

■ 文化財の保護と活用

(1) 有形文化財・天然記念物等の保護と活用

<現状と課題>

市内に所在する建造物、工芸品、歴史資料等の有形文化財※47 や天然記念物等は、歴史・文化に係る公共の財産として後世に引き継ぐため、その収集・保存・維持に努める必要があります。

また、地域に受け継がれている有形民俗等の文化財は、地域の独自性を認識する核となるものであり、市民の歴史学習、世代交流の場やまちの魅力の増大と活性化のために活用されるべきものです。地域の歴史や文化を語る重要な資産として、有形・無形の文化財を歴史的・地域的関連性などに基づき、その周辺環境も含めて総合的に把握して、幅広い活用を図っていくことが求められています。

<今後の方針と具体的取組>

① 有形文化財・天然記念物等の適切な保護と活用について検討します。

【取組】

- ・ 盛岡市内にある歴史的建造物を保護・活用する。
- ・ 天然記念物に対して適切な保護を図る。
- ・ 歴史史料の解説を促進する。
- ・ 市民に対して歴史学習を行う機会を提供する。

② 盛岡市全体の文化財に関して継続的な調査研究を進め、周辺環境を含めた幅広い保護を図ります。

【取組】

- ・ 文化財保護審議会※48 を開催し、文化財等について適切な保護・活用を行う。
- ・ 市民と連携して文化財等の情報収集を行い、調査を進める。

(2) 無形民俗文化財の保護と継承

<現状と課題>

各種伝統芸能の中には、会員数を増やし、市内外での活動を積極的に行うなど伝承基盤が確立している保存団体がある一方で、伝統芸能を取り巻く地域コミュニティーの変化や山間部の少子化などにより、更に深刻な後継者不足に直面している団体もあります。

それぞれの保存団体が抱える問題を共有化するとともに、個々の文化財又

は保存団体の特性に応じた対策が課題となっています。

＜今後の方針と具体的取組＞

- ① 無形民俗文化財※49 の保護のため、公演・発表の場を提供するとともに、市民への普及を図ります。

【取組】

- ・ 盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会※50 の育成を図り、発表の場を提供するため郷土芸能フェスティバルを共催する。
- ・ 各保存団体に各種イベントへの出演機会の情報を積極的に提供する。

- ② 無形民俗文化財の伝承・後継者育成活動を支援します。

【取組】

- ・ 盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会に関しては、会議等の開催を通し、無形民俗文化財保持者や保存団体相互の連携を密にし、交流の機会を提供する。
- ・ 各保存会へ文化財保護・育成基金・助成等の紹介と指導を行う。

(3) 埋蔵文化財の保護と活用

＜現状と課題＞

遺跡など埋蔵文化財包蔵地※51 を保護するため、公共事業や民間開発での発掘調査を行う場合には、調整を図るとともに、市民への周知や情報提供を充実する必要があります。

また、発掘された埋蔵文化財資料の適切な収蔵・管理を行うとともに、調査結果の公開及び活用事業を活発にして、市民に還元する必要があります。

調査資料の公開においては、市民の地域の歴史・文化に対するニーズの深まりとともに専門的な回答を求められる場合もあるため、各世代の市民ニーズに対応する体制が急務となっています。

＜今後の方針と具体的取組＞

- ① 埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化を図り、適切な発掘調査及び発掘資料の保存管理を推進します。

【取組】

- 各種の開発事業との調整を図るとともに、埋蔵文化財の発掘、調査、研究を進め、地域における貴重な文化財を良好な状態で保存・収蔵・管理を行う。

- ② 埋蔵文化財についての情報を積極的に市民に提供します。

【取組】

- ・ 埋蔵文化財包蔵地の周知のため、遺跡地図を隨時改訂する。
- ・ ホームページへの掲載や閲覧できる公共施設の増設に努める。

③ 発掘調査の成果を積極的に公開し、埋蔵文化財の周知と理解を深めます。

【取組】

- ・ 遺跡の現地説明会や公開、調査成果報告会の開催回数を増やし、埋蔵文化財や盛岡の歴史について理解を深めるための取組を行う。
- ・ 市民ニーズを反映した調査資料の展示や講演会、体験学習会等を開催し、貴重な文化財をより多くの市民に公開する場を提供する。

(4) 史跡・名勝の保護・整備・活用

<現状と課題>

国史跡志波城跡は、第1期整備で整備した復元建造物が老朽化してきており、来園者の安全確保の観点から、計画的な修繕を進める必要があります。また、内容確認されていない部分を解明するための調査とメインガイダンス施設開館後のPRと活用促進を図る必要があります。

国史跡盛岡城跡は、保存管理・整備計画に基づき、整備内容の基本・実施設計を策定する必要があり、そのために計画的な調査を進める必要があります。

県史跡大館町遺跡は、計画的な発掘調査や積極的な活用策の促進を図る必要があります。

安倍館遺跡や市史跡玉山館跡は、将来的に保護するための保存管理の見込み（保存管理計画）の提示が求められるとともに、安倍館遺跡は市内の歴史を語る上で欠かせない遺跡であることから、史跡指定が求められており、そのための基礎調査や保護、整備、活用を計画的に実施する必要があります。

国登録記念物の旧南部氏別邸庭園やその他市内に残存する文化財的な価値の高い庭園（名勝）を、文化財として保護し未来へ継承する施策を策定実施する必要があります。

<今後の方針と具体的取組>

① 史跡志波城跡及び盛岡城跡の解明されていない部分の調査を進めるとともに、適切な保存管理活用を行います。

【取組】

- ・ 志波城跡及び盛岡城跡の発掘調査を進め、未解明部分を明らかにする。
- ・ 計画的な修繕と適切な保存管理を行うとともに、有効な活用を促進する。

② 史跡、史跡に準ずる遺跡及び名勝（文化財庭園）の調査を促進し、保護と活用を行います。

【取組】

- ・ 大館町遺跡、玉山館跡及び安倍館遺跡の発掘調査を進める。
- ・ 安倍館遺跡では、保存管理計画を策定し、史跡指定を目指す。
- ・ 文化財的価値の高い庭園を調査し保護施策（名勝指定や国登録、保存管理計画策定）を講じる。

■ 博物館等施設の整備・充実

(1) 博物館等施設の整備

<現状と課題>

玉山地区の歴史と文化を継承する施設である玉山歴史民俗資料館が老朽化と狭隘化のため、改めて整備する必要があります。また、同じ地区にある石川啄木記念館が市に移管されましたが、施設の老朽化やエレベーターの不設置など不便な点が多くなっています。

<今後の方針と具体的取組>

① 玉山歴史民俗資料館を整備します。

【取組】

- ・ 地元住民や有識者等による検討会を設置し、コンセプト、基本設計等の検討を行う。
- ・ 玉山歴史民俗資料館や玉山小学校にある民俗資料等を整理し、改めて玉山地区の歴史と文化を紹介する。
- ・ 玉山地区の先人である石川啄木について、石川啄木記念館と併せた整備計画を検討する。

② 石川啄木記念館の整備に関する検討を行います。

【取組】

- ・ 玉山歴史民俗資料館と併せた整備計画の検討を行う。
- ・ 現在の記念館及び敷地等の活用に関する検討を行う。

(2) 博物館等施設の管理運営の充実

<現状と課題>

指定管理施設である原敬記念館、先人記念館、盛岡てがみ館、もりおか歴史文化館及び石川啄木記念館は、事業の充実を図るために、指定管理者との連絡調整を密にする必要があります、各館の特色を生かした学習機会を提供するための支援の必要があります。

直営の施設である遺跡の学び館、都南歴史民俗資料館及び玉山歴史民俗資料館では、各施設における研究をより推進し、それを生かした事業を行う必要があります。

また、アセットマネジメントの方針に従い、施設の計画的な維持管理及び長寿命化に努める必要があります。

＜今後の方針と具体的取組＞

① 各施設の特色を生かして事業を開催し、市民の学習機会の提供と文化的な活動を推進します。

【取組】

- ・ 博物館施設と小中学校が連携し、子どもたちが郷土を学習する場を積極的に提供する。
- ・ 収蔵資料の多面的な活用を通じて、企画展、特別展等を開催するほか、講座やレンタルサービスなどにより市民の学習機会の拡充と文化的な活動の充実に努める。
- ・ 指定管理者に学芸員の更なる資質向上を求める。

② 博物館に求められる市民サービスを安定的に提供し、また、歴史資料を適切に次世代へ継承するため、長期的に施設を維持管理します。

【取組】

- 施設の修繕計画を策定し、計画的な維持管理に努める。

施策4 芸術文化の振興

■ 芸術・文化活動の充実

(1) 芸術文化活動の推進と奨励

＜現状と課題＞

文化会館（市民文化ホール、キャラホール、盛岡劇場及び姫神ホール）を中心としたコンサート、演劇、美術展等の芸術鑑賞事業、各種講座等を通して、市民が芸術・文化に親しむ機会を提供しています。

芸術鑑賞事業については、多様化する価値観や嗜好を的確にとらえ、多角的、広範囲なジャンルから選定することが求められています。アンケートの実施によりニーズの把握に努めていますが、来場者からの声のみとなっており、ホールに来たことがない方の新たなニーズの発掘に努める必要があります。

また、市民の芸術文化活動の裾野を広げるため、各文化会館の特徴を生かしながら、地域に根ざした事業を充実させる必要があります。

＜今後の方針と具体的取組＞

① 芸術鑑賞機会の充実を図ります。

【取組】

- ・ 文化会館の施設を最大限に活用しつつ、創造性及び企画性がより高く、かつ、特色のある公演を企画し、実施する。
- ・ 多くの市民が気軽に芸術文化を楽しめる機会の充実を図る。
- ・ ホール来場者以外のニーズを把握するための手法を研究し、芸術鑑賞公演の企画に反映する。

② 芸術文化活動の促進を図ります。

【取組】

- ・ 文化会館それぞれの施設の特徴を生かした各種講座・ワークショップを実施し、芸術文化活動を体感し、自らも表現できる機会の拡充に努める。
- ・ 教育普及事業として、小中学校に専門家が出向き演劇ワークショップを実施するなどアウトリーチ型※52の事業の拡充に努める。

(2) 芸術文化団体の育成と支援

＜現状と課題＞

芸術団体や個人の芸術文化活動について、発表の機会を創出するとともに、優れた芸術文化公演等に対して共催・後援を行い、その活動を支援していま

す。

発表機会の提供だけではなく、市民の創作活動・練習の場の確保への支援や自主的・創造的な芸術文化活動の育成・支援を行っていくことが求められています。

＜今後の方針と具体的取組＞

- ① 芸術団体や個人の活動意欲を高め、芸術文化活動が活発に行われるようになるため成果の発表の場や機会の充実を図ります。

【取組】

盛岡芸術祭を共催するほか、優れた芸術活動の後援を行うなど芸術文化団体等の活動を支援する。

- ② 市民の創作活動・練習の場の確保への支援や自主的・創造的な芸術文化活動の育成・支援を図ります。

【取組】

公民館とより一層の連携を図るほか、協働による事業実施など、地元芸術家の育成につながる取組を検討する。

(3) 芸術文化情報の収集と提供

＜現状と課題＞

ホームページへの掲載及び情報誌の発行により、イベント等の情報提供を行っています。

より多くの市民に芸術文化活動に対する関心を持ってもらえるよう、芸術文化の各種情報を広く収集し、情報を積極的に広範囲に提供していく必要があります。

＜今後の方針と具体的取組＞

芸術文化に関する情報収集を行い、情報発信の充実に努めます。

【取組】

市及び指定管理者のホームページへ掲載するほか、市広報や情報誌ぽけっとを通じ、イベント等の情報提供を実施する。

■ 文化施設の整備と活用

(1) 文化会館施設の管理運営の充実

<現状と課題>

文化会館は、指定管理者が管理し、各館それぞれの特色を生かした運営が行われており、市民の芸術文化活動に利用されています。

より多くの市民に利用される施設となるよう、適切な管理運営を目指していく必要があります。

<今後の方針と具体的取組>

市民にとって利便性の高い施設運営を目指します。

【取組】

指定管理者と連携を図りながら、利用者からの要望等への適切な対応や4つの文化会館が一体となった運営に努める。

(2) 文化会館施設の環境整備と充実

<現状と課題>

快適なホール環境、安全かつ適正な舞台設備等適切な文化会館施設の維持・整備が必要となっています。

<今後の方針と具体的取組>

良好な施設環境の維持に努めます。

【取組】

アセットマネジメントと併せて舞台設備等の計画的な更新、改修に努めます。

■ ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

<現状と課題>

スポーツや健康づくりに関する推進体制の充実やスポーツ指導者の発掘・養成、市民が継続的に活動するための魅力ある企画や情報提供など、多面的な環境づくりを進める必要があります。また、競技スポーツは、ジュニア期からの一貫した指導による選手の育成・強化が大切であり、指導者の確保や各種大会への参加支援のほか、競技スポーツに対する市民の関心を高め理解を深める必要があります。さらに、学校体育やスポーツ少年団活動の充実などによる子どもたちの健全育成に努める必要があります。

そのほか、平成28年「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」は、市民のスポーツに対する関心を高める好機であることから、大会の成功をめざすとともに、大会終了後においても市民が継続してスポーツに親しむ環境づくりを進める必要があります。

<今後の方針と具体的な取組>

すべての市民がスポーツに参画する機会を確保できるようにソフト面での充実を図り、各世代のニーズに応じてスポーツに親しみ、楽しめるスポーツ活動等を推進します。

【取組】

- ・ 各世代のニーズに応じてすべての市民が、スポーツに親しみ、楽しめるよう各種スポーツ大会・教室などを開催する。
- ・ 地域のスポーツ活動の拠点となる学校体育施設を開放する。
- ・ 次世代体力・運動能力向上プロジェクトの実践として、子どもたちの走力や敏捷性を高めるトレーニング(SAQトレーニング※53)の学校体育現場等への導入や「もりおかこどもスポーツクラブ」、「盛岡市ジュニアスポーツ医科・学勉強会」を開催する。
- ・ 高齢者や障がい者のスポーツ推進を図る。
- ・ 平成28年「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」の成功を目指す。

■ スポーツ施設の整備充実

(1) スポーツ施設の整備充実

<現状と課題>

市民がスポーツを継続するためには、身近な場所に気軽に利用できるスポーツ施設があることが望ましく、スポーツ施設のより効果的な運営と施設の充実を図る必要があります。また、平成28年「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」の開催に向けて、施設の整備を進める必要があります。

<今後の方針と具体的な取組>

市民ニーズに対応した新たな施設の整備や老朽化やユニバーサルデザインに対応する改修など、アセットマネジメントの考え方を踏まえながら、適切なスポーツ施設の配置及び整備・改修を行います。

【取組】

- ・ 「盛岡市スポーツ施設適正配置方針※54」に基づき、整備を行う。
- ・ 平成28年「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」開催関連施設の整備を行う。

■ スポーツ団体等との連携強化

(1) スポーツ団体等との連携強化

<現状と課題>

スポーツ大会等の企画運営や競技力向上のためには、指導にあたる組織や人材が必要となるため、スポーツを支えるための組織・人材等との連携を強化する必要があります。

<今後の方針と具体的な取組>

市民へのスポーツの普及・定着化と競技力の向上を目指すとともに、スポーツツーリズム※55を推進するため、広域市町、関係機関・団体などとの連携を強化します。

【取組】

- ・ 盛岡市体育協会、競技団体、盛岡市スポーツ推進委員協議会などのスポーツ関係団体との連携を強化する。
- ・ 総合型地域スポーツクラブ※56の設立・運営を支援し連携強化する。
- ・ 障がい者団体及び企業、大学等との連携を図る。
- ・ 盛岡広域の市町との連携により、2020 東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致をはじめとするスポーツツーリズムの推進を図る。

■ プロスポーツ等との連携

(1) プロスポーツ等との連携

<現状と課題>

本市をホームタウンとするプロスポーツチームの活躍は、まちの活性化・スポーツ人口の拡大など様々な効果が期待できるため、市民の関心を高める様々な施策を講じる必要があります。

<今後の方針と具体的な取組>

市民のスポーツへの関心を高めるとともに、スポーツを通じた地域活性化を目指して、プロやプロを目指すチームとの連携を図ります。

【取組】

- ・ 練習環境の確保やホームゲームの開催支援などチーム力強化への支援を行う。
- ・ 地域活動等への参加促進や広報活動による支援など市民に愛されるチームづくりへの支援を行う。

■ 用語の解説

用語	意味
1 再生可能エネルギー	太陽光、風力、地熱、バイオマス等自然の力で定常に補充されるエネルギー資源
2 国際リニアコライダー (ILC)	全長約30kmの直線状の加速器を造り、現在達成しうる最高エネルギーで電子と陽電子の衝突実験を行う計画で、宇宙創成の謎、時間と空間の謎、質量の謎に迫る研究施設
3 小中一貫教育	小中学校9年間の義務教育期間において、共通の目標を定め、小中の教員が協力して継続的な指導を行うことにより、児童生徒一人ひとりの個性と能力の伸長、確かな学力等の育成を図る教育活動
4 ライフステージ	人の生涯にわたる発達段階を年齢的特徴によっていくつかの段階に区切って捉える考え方。生涯学習においては、生涯各期の学習援助の時期と学習課題の設定を行う。 例) 青少年期、成人期、高齢期など
5 図書ネットワーク	図書の検索や貸し出しを行うシステムを公民館や地区活動センター図書室にも設置し、市民が最寄りの施設から市が所蔵する図書資料を検索したり、借りたりすることができるようにする仕組み
6 アセットマネジメント	盛岡市が推進している方針で、少子高齢化などにより公共施設に対する市民ニーズが変化していること、長期的な税収の漸減が見込まれるなど厳しい財政状況が続くと考えられることから、全市的な視点の下に施設の維持管理の更なる効率化や更新費用の低減、平準化を進め、コストと便益の最適化を図りつつ公共施設を管理・活用するための取組
7 学力向上推進事業	盛岡市立小・中学校の学力向上を図るため、全市的に具体的な内容を決めて取り組んでいる事業
8 教科部会支援事業	盛岡市学力向上プロジェクトの取組の一つで、中学校での授業をより分かりやすいものとするために、訪問指導を行う事業
9 学校公開研究会	各学校で行われている教育活動に係る研究内容を外部に発表し、成果と課題を協議することにより自校の教育活動の改善を図るもの
10 教育研究所発表大会	盛岡市教育研究所が、当市の教育課題の解決に向けて取り組んできた研究内容について発表し、その成果の普及を図る大会
11 SICEプログラム	米国アーラム大学が行っている学生の異文化教育交流 (Studies in Cross-Cultural Education)。毎年10名前後の留学生が8月から12月までの4か月間盛岡に滞在し、岩手大学で日本語を学んだり、市立の中学校で英語の指導助手として授業に参加したりする事業
12 岩手県版道徳資料集	県内の偉人等を題材とし、県内の先生方が作成した道徳の授業で使う読み物資料集
13 私たちの道徳	児童生徒が道徳的価値について自ら考え、実際に行動できるようになることをねらいとして文部科学省が作成した道徳教育用教材
14 いわての復興教育副読本	震災からの復興・発展を支える人材を育てるため、岩手県教育委員会が作成した読み物資料集

用語	意味
15 盛岡市いじめ防止等のための基本的な方針	平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、盛岡市として行ういじめ問題への対応等をまとめたもの
16 いきいきスクール事業	不登校及び不登校傾向にある児童生徒が、銅育体験や登山等、様々な体験活動をとおして、自立性や活動意欲、集団への適応力を高めることを目的に行われる事業
17 ひろばモリーオ	長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市の施設に部屋を用意し、そこで学習の支援をしながら本籍校に復帰できることを目的に盛岡市が運営している教室
18 盛岡の先人教育推進計画	盛岡出身の偉人たちの生き方を題材に、「児童・生徒に夢と誇りと志を育む教育」を推進するための計画
19 メンタルヘルス	「精神的健康」や「心の健康」などと称され、精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和とそれへのサポートを総称して指す用語
20 エコチャレンジ	地球温暖化を防ぐため、専用のチェックシートに二酸化炭素の排出削減量を記録しながら、省エネ行動に取り組むもの
21 地球温暖化防ごう隊	参加する小学生が「地球温暖化を防ごう隊員」となり、各家庭において地球温暖化対策を任務として遂行しながら、家庭での省エネルギー活動に対する知識と理解を深めるもの
22 スクールガード事業	児童・生徒が安全に登下校ができるよう、地域のボランティアを活用しながら見守り活動を行う事業
23 盛岡市通学路交通安全プログラム	通学路の安全確保のため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・効果検証を継続的に推進することなどを定めた盛岡市としての取組の方針
24 食に関する全体計画	児童生徒が食について計画的に学ぶことができるよう、各学年における年間にわたる指導と各教科等における指導内容とを系統的に整理し、各教職員の役割と相互の連携を明確にしたもの
25 中学校選択制給食	盛岡地域の中学校の一部で実施されている給食で、弁当等を持参するか盛岡市教育委員会が提供する給食のいずれかを選択できる制度のこと。盛岡市では完全給食の一つの形態としている。
26 完全給食	学校給食の区分の1つで、給食内容がパン又はご飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食のこと。
27 インクルーシブな教育	障がいのある子どもと障がいのない子どもが、授業内容を理解し、活動に参加している実感・達成感を得ながら、生きる力を身に付けていくことを本質的な視点としながら、できるだけ同じ場で共に学ぶ教育
28 就学支援シート	保護者が、幼稚園・保育所等と協力して作成し、就学予定校に提出することにより、就学後の生活・学習を円滑にスタートすることができるようにするためのシート
29 個別の教育支援計画	幼児児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成した計画

用語	意味
30 スクールアシスタント	学校生活の中で支援が必要な児童・生徒に対して、個別に必要な支援を行う市費負担職員
31 市民協働	地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合又は市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、共に協力して課題解決に向けた取組をすること。
32 盛岡市教育振興運動第11次5か年計画	昭和43年にスタートし、5年に一度テーマを変えて取り組んできた教育振興運動の、平成28年度から32年度までの5年間の計画
33 盛岡市教育振興運動地区別集会	中学校区ごとに取り組まれている教育振興運動の実践内容を、市内7つの地区に分かれて発表する集会
34 盛岡市教育振興運動実践発表大会	その年に行われた市の教育振興運動について、その成果や問題点を確認し、次年度への見通しを共有するまとめの大会
35 パブリックコメント	基本的な計画の策定等に当たり、その案の内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて提出された市民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手段
36 PDCAサイクル	Plan(計画) → Do(実行) → Check(評価) → Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。
37 バリアフリー	障がいのある人が生活の中で障壁(バリア)となっているものを取り除くこと。
38 ユニバーサルデザイン	障がいの有無に関わらず、できる限りすべての人に利用可能なように、製品や建物、空間を初めからデザインすること。
39 学びの循環推進事業	市民の自発的な学びを支援するとともに、学びの成果を地域づくりに生かすため、指導者を登録するデータバンクを作成し、地域団体や市民団体等に派遣するなど、効果的な学習情報の提供を行う事業
40 社会教育関係団体	法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの(社会教育法第10条) 例) ボーイスカウト・ガールスカウト、PTA、子ども会(育成会)
41 成人のつどい	盛岡市における成人式。成人に達した男女の新しい門出を祝福するとともに、市民としての自覚を喚起し、社会への参加意識を高める式典
42 ソーシャル・ネットワーキング・サービス	インターネットを介して、人と人とのつながりを促進・サポートする「コミュニティ型の会員制のサービス」。加入者が多いサービスを活用することで、情報の拡散が期待できる。 例) Facebook, GREE, LINE, Twitter
43 地域コミュニティ一組織	生活する地域において、消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭り等に関わり合いながら、住民相互の交流を行っている住民の集団 例) 自治会、福祉推進会
44 学校支援地域本部事業	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進し、教員が子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充や地域の教育力の活性化を図る事業

用語		意味
45	ブックスタート事業	乳幼児期の子どもに対する家庭での読み聞かせ等の読書活動を促進するため、保護者に対する啓発を行う事業。現在、市保健所と連携して、1歳6か月検診の実施時にボランティアによる読み聞かせを実施している。
46	レファレンス資料	国語辞典や地図帳のように、何かを調べるために、必要なときに必要な項目だけを参照するために使う資料をレファレンス資料と呼んでいる。
47	有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的な所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの
48	文化財保護審議会	教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存と活用に関する重要事項を調査審議する教育委員会の附属機関
49	無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術のうち無形の文化的な所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの
50	盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会	無形民俗文化財と古武道の保存・活用を目的に、盛岡市指定の無形民俗文化財と古武道の保持団体で構成され、後継者育成や研修等を行っている団体
51	埋蔵文化財包蔵地	竪穴住居跡や土器・石器などの埋蔵文化財を包蔵する土地
52	アウトリーチ型	能動的な姿勢や態度、働きかけ方を意味する言葉で、公共機関の現場出張サービスも含まれる。
53	S A Q トレーニング	1980年代後半アメリカで開発されたもので、それまでスピードと簡単に片付けられてきた能力を細分化し、もっと具体的に段階的なトレーニングとしてシステム化したもの。S A Qは、スピード (Speed) , アジリティ (Agility), クイックネス (Quickness) の頭文字で、基礎的なトレーニングをこの3つに分類して行う。
54	盛岡市スポーツ施設適正配置方針	スポーツ施設について、効率的かつ効果的な施設配置を進めるため、「盛岡市スポーツ推進計画」に基づき策定された方針
55	スポーツツーリズム	スポーツ資源・環境とツーリズム（観光旅行）の融合で、スポーツを「支える」人々との交流、あるいは旅行先の地域でも主体的にスポーツに親しむことのできる環境の提供など、これまでの旅行スタイルの変革を企図するもので、健康と環境を重視し、スポーツの普及とスポーツを通じた地域活性化を目指すもの
56	総合型地域スポーツクラブ	国民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するために、国が育成に努めている地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態

■ 策定の経過

年月日	見直しの経過
平成 25 年 11 月 13 日	盛岡市教育ビジョン（前教育振興基本計画） 点検評価の策定
平成 26 年 2 月 21 日	第 1 回盛岡市教育振興基本計画懇話会での協議
平成 26 年 7 月 24 日	第 2 回盛岡市教育振興基本計画懇話会での協議
平成 26 年 8 月 28 日	教育委員協議会での協議
平成 27 年 2 月 5 日	教育福祉常任委員会での報告
平成 27 年 2 月 9 日	庁議での報告
平成 27 年 2 月 16 日	全員協議会での報告
平成 27 年 2 月 23 日	教育委員協議会での協議
平成 27 年 2 月 27 日 ～3 月 19 日	パブリックコメントの実施及び全庁意見照会
平成 27 年 4 月	庁議での報告
平成 27 年 4 月	教育委員会会議での議決

■ 盛岡市教育振興基本計画懇話会委員名簿

	氏名	所属(役職)	区分
1	新妻二男	岩手大学教育学部長	学校教育
2	内藤賢一	岩手県高等学校長協会盛岡市会長	学校教育
3	大橋清司	岩手県社会教育連絡協議会会长	社会教育
4	小笠原義文	岩手大学名誉教授	スポーツ
5	熊谷常正	岩手県文化財保護審議会会长	歴史文化
6	中村庄藏	盛岡市小学校校長会会长 (厨川小学校)	学校教育
7	小田島秀俊	盛岡市中学校校長会会长 (仙北中学校)	学校教育
8	上野理恵子	盛岡市PTA連合会前会長	学校教育
9	鈴木祐子	一般公募	
10	阪本和子	一般公募	
11	千葉仁一	盛岡市教育委員会教育長	
12	鷹觜徹	盛岡市教育委員会教育部長	

【事務局】

	氏名	所属(役職)
1	豊岡勝敏	教育次長
2	高橋秀治	教育次長兼学校教育課長
3	大山浩一	参事兼総務課長
4	外山敏	参事兼学務教職員課長
5	菅原英彦	生涯学習課長
6	袖上寛	歴史文化課長
7	高橋元一	スポーツ推進課長
8	岡市和敏	文化国際室長